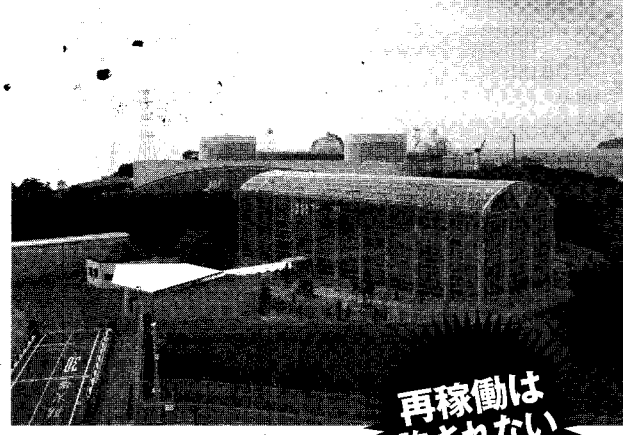

玄海原発3、4号機は原子炉格納容器を覆う建屋すらない。

再稼働は許されない

避難指示の発令待っては、子どもたちを守れない

玄海原発 破綻した「避難計画」

周辺自治体の首長から再稼働を容認する声が聞かれる玄海原発。だが、緊急時対応では、子どもたちの命を預かる学校や保育園と、県、市などの役所で認識がずれ、避難計画はすでに破綻している。

まさの あつこ

「事故が起きてもすぐに避難する必要はなく、屋内退避」――九州電力玄海原発（佐賀県玄海町）3、4号機の再稼働について、九電が住民に配布した資料にそう書かれている。玄海原発から5～30キロメートル（km）圏内の佐賀県（玄海町、唐津市、伊万里市）、長崎県（松浦市、佐世保市）、福岡県（糸島市）についてだ。

福島第一原発事故で放出された放射性物資（セシウム137）は1万テラベクレルだった。しかし、原子力規制委員会の新規制基準では1基あたり「100テラベクレル以下」と目標値を定め、それをクリアすることが前提だ。内閣府の「原子力災害対策指針」は、その前提で30km圏内の対策づくりを自治体にもとめている。新たな安全神話の始まりだ。

たとえば、玄海原発では、事故が発生しても原子炉格納容器は破損せず、放出量は「4・5テラベクレル」となることが「原子力規制委員会で確認された」と九電は謳う。福島第一原発事故の2000分の1だ。

そこで5km圏内（PAZ）の81 26人は避難し、5～30km圏内（UPZ）の約25万5000人は屋内退避――これが玄海原発の緊急時対応の出発点だ。

避難指示待たず引き渡し

それが非現実的であることは、子どもの命に責任を持つ者なら直感する。

玄海原発から7km弱の町立小中一貫校「玄海みらい学園」では、児童の住所が「5km圏内でも5～30km圏内でも、（国や県の）避難指示の発令前に、『警戒事態』となった時点で子どもたちを保護者に引き渡す手順を定めた」（玄海町教育委員会）と語る。

「原子力災害対策指針」によると5～30km圏内の場合、「警戒事態」では何もせず、全電源を喪失した「施設敷地緊急事態」では「屋内退避」の準備、冷却機能を喪失した時点でも「屋内退避」、大気中に500マイクロシーベルト毎時（μSv／時）が実測されれば即刻避難というものだ。

だが、学園は指示待ちで子どもたちをバスに乗せるのは非現実的と判断。昨年10月には、510人の児童・生徒（320世帯）のうち50世帯に頼んで保護者引き渡し訓練を行なった。あらかじめ引き取りに来る可能性のある保護者などの氏名を書いたカードを作り、照合しながら引き渡す訓練だ。隣接する高校も同様の対応を取るため、訓練では車の流れが分散するよう教師らが誘導した。引き渡しカードに未記載の祖父母が引き取りに来るなど課題は残ったが、今後は課題をクリアしながら年1回の訓練を続けるという。

だが「一斉に320台（の車）が来たらどうなるか」とみらい学園内に執務室がある玄海町教育課の中西順也（じゅんや）さんは不安を抱く。

一方、「町の指示は、5～30km圏内があまりにも早く動きだすと、5kmがふん詰まってしまうので避難を始めないでというものです。その場合は屋内退避の方が放射性物質の吸入や付着が低減できる。ただ自主的に動くことは止められません」と述べるのは町役場の中山昌直（なかやままさなお）・総務課係

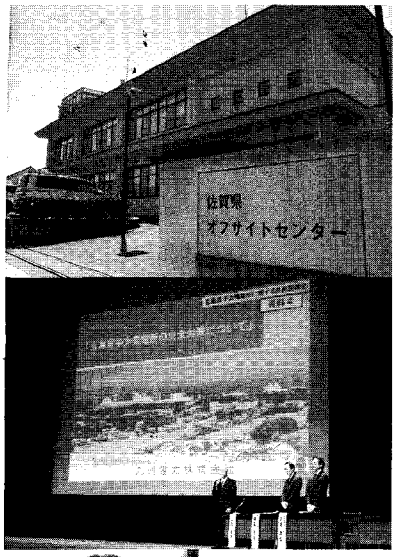

上／佐賀県オフサイトセンター。
中／佐賀市で開かれた県民説明会。規制庁、内閣府、九電が安全対策などについて5カ所で説明したが、地域ごとの避難計画の具体的な説明はない。
下／伊万里市の愛育園、草場園長。